

議案第 21 号

桐生市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例案

桐生市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 30 年 2 月 20 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

## 桐生市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例

桐生市国民健康保険基金条例(平成 4 年桐生市条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「保険給付費の増加等により」を「保険給付及び国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の不足等」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 議 案 説 明

### 議案第 21 号 桐生市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例案

国民健康保険法の一部改正に対応するため、国民健康保険基金の処分の要件について、所要の改正を行おうとするものです。